令和 3 年 (2 0 2 1 年) 3 月 2 6 日 教 育 委 員 会 資 料 教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 室

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に 関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除するこ とのできる場合の基準に関する規則の一部改正について

#### 1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則

#### 2 改正理由

令和3年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が施行された。

このうち、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」の改正を反映し「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」(特別区人事委員会規則第15号)が改正されたため、中野区の規則もこれを踏まえて規定の整備を行う。

### 3 改正内容

給与の減額の免除の承認に係る基準に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及びこれに基づく政令等による感染を防止するための報告及び検疫法による報告若しくは協力を加える。 (別表関係)

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

# 4 施行期日

公布の日(適用は、令和3年2月13日)

#### 5 特別区人事委員会の承認

本案は令和3年3月19日付02特人委給第858号にて特別区人事委員会より改正の承認を受けている。

# 【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則新旧対照表

改正案			現行		
第1条・第2条 (略)			第1条・第2条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表(第2条関係)		ļ	別表(第2条関係)		
原因	承認を与える日又は		原因	承認を与える日又は	
	時間			時間	
(1) 感染症の予防及び感染症	その都度必要と認め	(	(1) 感染症の予防及び感染症	その都度必要と認め	
の患者に対する医療に関す	る日又は時間		の患者に対する医療に関す	る日又は時間	
る法律(平成10年法律第1			る法律(平成10年法律第1		
14号)及びこれに基づく政			14号) 及びこれに基づく政		
令等による就業制限、交通の			令等による就業制限、交通の		
制限若しくは遮断若しくは			制限若しくは遮断若しくは		
感染を防止するための <u>報告</u>			感染を防止するための協力		
<u>若しくは</u> 協力又は検疫法(昭			又は検疫法(昭和26年法律		
和26年法律第201号)に			第201号)による停留		
よる停留 <u>若しくは感染を防</u>					
<u>止するための報告若しくは</u>					
協力					
(2)~(14) (略)	(略)	(	(2)~(14) (略)	(略)	
(備考) (略)			(備考) (略)		

# 【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則新旧対照表

改正案		現行		
第1条・第2条 (略)		第1条・第2条 (略)		
附 則 (略)		附 則 (略)		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
原因	承認を与える日又は	原因 承認を与える日又は		
	時間	時間		
(1) 感染症の予防及び感染症	その都度必要と認め	(1) 感染症の予防及び感染症その都度必要と認め		
の患者に対する医療に関す	る日又は時間	の患者に対する医療に関する日又は時間		
る法律(平成10年法律第		る法律(平成10年法律第		
114号)及びこれに基づ		114号) 及びこれに基づ		
く政令等による就業制限、		く政令等による就業制限、		
交通の制限若しくは遮断若		交通の制限若しくは遮断若		
しくは感染を防止するため		しくは感染を防止するため		
の <u>報告若しくは</u> 協力又は検		の協力又は検疫法(昭和2		

疫法(昭和26年法律第2		6年法律第201号) によ	
0 1 号) による停留 <u>若しく</u>		る停留	
は感染を防止するための報			
<u>告若しくは協力</u>			
(2)~(14) (略)	(略)	(2)~(14) (略)	(略)
(備考) (略)		(備考) (略)	

## <u>附 則</u>

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除 することのできる場合の基準に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教 育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用す る。